

お知らせ



国土を**整**え、全力で**備**える

国土交通省
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

記者発表資料

令和2年7月13日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

中国地方整備局 建設業法令遵守推進本部の活動について

～建設業における法令遵守を推進します～

中国地方整備局では、平成19年4月より建設業法令遵守推進本部を設置し、建設業者の法令違反情報等の収集や建設業者への指導・監督を行っています。

この度、令和元年度活動結果を取りまとめるとともに、令和2年度活動方針を定めました。

令和元年度は、建設業法違反等の疑義のある55業者（建設業者）に対して立入検査を実施し、請負契約や工事施工体制の不備等による文書勧告を43業者に対して行いました。

令和2年度は、更なる法令遵守の推進に向けて、本年10月に施行される建設業法の改正内容をはじめとした法令の周知や、「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等による法令違反情報の収集、立入検査による建設業者への指導・監督等の各種取組を実施します。

なお、建設業に関する各種相談窓口は、別紙3のとおりです。

○別紙1 中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和元年度活動結果概要

○別紙2 中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和2年度活動方針

○別紙3 建設業に関する各種相談窓口

■問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局 082-221-9231（代表）

【担当】 建政部 建設業適正契約推進官 あごう 吾郷 英明（内線6119）
建政部 計画・建設産業課長補佐 どい 土井 学（内線6142）

【広報担当窓口】 広報広聴対策官 かとう 加藤 浩士（内線2117）
企画部環境調整官 ごとう 後藤 寿久（内線3114）

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和元年度活動結果概要

令和元年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」といいます。）」の活動結果は、以下のとおりです。

1. 法令違反に関する通報等の受付

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」と、各種建設業に関する相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

令和元年度は、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報等が87件あり、その内訳は次のとおりでした。

【内訳】

- | | |
|--------------------------|---------------|
| ●法令違反に関する疑義・・・・・・・・・・21件 | ●不払い相談・・・・22件 |
| ●社会保険加入に関する相談・・・・14件 | ●契約関係・・・・1件 |
| ●建設業法に関するその他相談・・・・29件 | |

2. 建設業者への立入検査

令和元年度は、大臣許可業者55業者に対し、立入検査を実施しました。

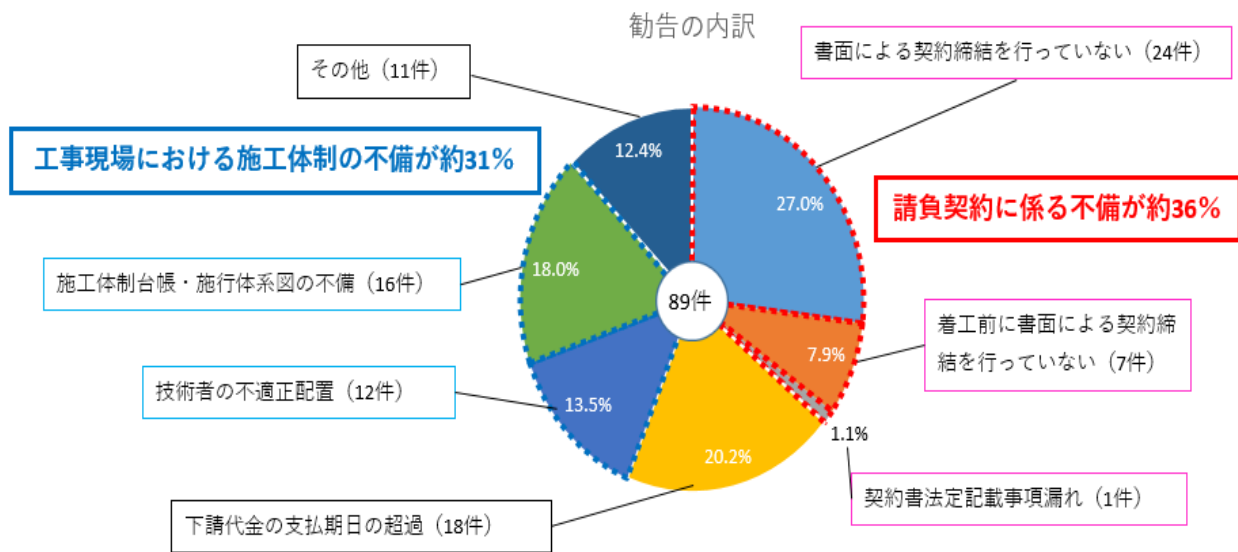
【主な内訳】

- フォローアップを目的とした立入検査・・・・・・・・・・29業者
- 下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査等・・・・・・・・31業者

※1業者に対し、複数の事由により立入検査を行う場合があるため、立入検査業者数と上記内訳の合計は一致しない。

立入検査の結果、建設業法における義務規定違反が1件以上あった43業者に対し改善のための文書勧告を実施し、改善報告を求めました。

勧告において改善を求めた事項の総数は89件であり、このうち請負契約に係る不備が32件（約36％）、工事現場における施工体制の不備が28件（約31％）を占めていました。【詳細は、次のページの図を参照】



※ 1 業者に対し複数の勧告を行うことがあるため、「勧告業者数」と勧告において改善を求めた事項の合計は一致しない。

3. 「建設業取引適正化推進月間（11月）の取組

建設業の取引適正化に関する法令遵守が図られるよう集中的に活動を行う『建設業取引適正化推進月間』（11月）には、各県知事許可部局と連携のうえ、**12業者**（大臣許可業者6業者、各県知事許可業者6業者）に対し、合同立入検査を実施しました。

また、中国地方整備局と各県の共催により、「建設業法に関する講習会」を**8回**開催し、建設業関係者を中心に延べ**519名**に参加いただきました。

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部 令和 2 年度活動方針

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部では、平成 19 年度の設置以来、元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、建設業における法令遵守に関する各種取組を行ってきたところである。

しかし、依然として書面による契約の不備や請負段階の支払に関するトラブルが見受けられ、法制度に対する建設企業の理解増進が肝要であるため、「建設業法令遵守ガイドライン」の周知をはじめとする各種取組を引き続き行う必要がある。

さらに本年度は、10 月に施行される改正建設業法において、「著しく短い工期の禁止」や「労務費相当額を現金で支払う配慮義務」等の規定が新設されること等を踏まえ、「建設業法令遵守ガイドライン」が改訂される予定であり、こうした新たな動きにも対応することが重要である。

よって、国土交通本省の活動方針を踏まえたうえで、建設業における法令遵守に関する各種取組を推進するため、今年度の活動方針を以下のとおり定める。

今年度の重点取組事項

- I 各種相談窓口の周知の強化（活動方針 1.）
- II 建設業の関係法令等の周知の強化（活動方針 3. 及び 4.）
- III 「法令遵守情報サイト」の充実と、周知の強化（活動方針 3.）

1. 相談等への対応及び法令違反情報の収集

【目的】

「駆け込みホットライン」及び「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（以下「各種相談窓口」という。）は、個別の相談対応ツールとしての役割のほか、通報による法令違反情報収集の重要な窓口でもあることから、その積極的な活用を促す。

【目標】

中国地方整備局管内の建設業者（約 29,600 者。うち国土交通大臣の許可を受けた建設業者約 600 者、県知事の許可を受けた建設業者約 29,000 者。）に対して、各種相談窓口の周知を強化するとともに、寄せられた情報については該当県に情報提供を行う等、その後の指導に有効活用する。

【取組】

- （1）建設業者への書類送付の際に、各種相談窓口の案内リーフレットを同封するほか、立入検査及び各種講習会等で各種相談窓口について紹介する等、様々な手法により周知を行う。

- (2) 各県にも各種相談窓口の周知を要請する。また、中国地方整備局内の発注部局と連携し、発注者協議会や各種講習会を通じて各種相談窓口の周知を行う。
- (3) 各種相談窓口を通じて得られた個別の相談及び通報事項に対し、適切に対応する。
- (4) 各種相談窓口を通じて得られた情報の分析を行い、講習会等における周知、各県への情報提供や、今年度改訂予定である「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A」に分析結果を反映させる。

2. 建設業取引適正化センターの周知

【目的】

建設工事の請負契約を巡る元請・下請間でのトラブルや苦情相談等に応じる「建設業取引適正化センター」については、その存在が下請業者等に十分に知られていないという実態があることを踏まえ、同センターの周知拡大を図る。

【目標】

中国地方整備局管内の建設業者に対して、あらゆる機会を通じ、建設業取引適正化センターのより一層の周知を行う。

【取組】

1. 【取組】(1) 及び (2) に掲げる各種相談窓口の周知にあわせて周知を行う。

3. 建設業関係法令等の周知及び遵守促進（建設業取引適正化推進月間（11月）における取組を含む）

【目的】

建設業の関係法令等の周知及び遵守促進に関する取組は、元請・下請を問わず、幅広く浸透していくことが重要である。また、下請負人となる機会の多い建設業者における関係法令等の理解が不十分との指摘がある。これらを踏まえ、より多くの建設業者等に対し、本年10月施行の改正建設業法にかかる政省令の内容も盛り込んだ関係法令等の周知及び遵守促進を図る。

【目標】

建設業取引適正化推進月間講習会を着実に実施するとともに、様々な機会を捉えて業界に対し、法令改正を中心に関係法令の周知拡大を行う。

【取組】

(1) 建設業取引適正化推進月間講習会での取組

- ① 改正建設業法の内容を中心に建設業関係法令等の説明を行ない、法令順守を促す。
- ② 建設業取引適正化推進月間中に、中国五県全てにおいて開催する。
- ③ 多数の聴講者を募集するため、各県をはじめ建設業協会、行政書士会、各種協議会参画メンバー等多方面にパンフレットの配布、ホームページや会報誌への掲載を依頼して、講習会開催の周知を図る。
- ④ 県知事許可や一般建設業許可の建設業者に対しては、重点的な聴講の呼びかけと勧誘を要請する。
- ⑤ テキストを工夫する等して適切で分かりやすい説明を行う。

(2) 上記以外の講習会等での取組

各種講習会や出前講座の場を積極的に活用し、テキストを工夫する等して適切で分かりやすい説明を行ない、建設業関係法令等の周知を図る。

(3) 立入検査では、(4)に掲げる改正建設業法の内容も含めた建設業の関係法令等の説明を行い、法令遵守を促す。

(4) 本年10月に施行される改正建設業法では、次に掲げる事項について改正又は追加されており、これらの内容について、今後改訂される予定の「建設業法令遵守ガイドライン」等を活用しながら、上記(1)、(2)及び(3)に掲げる講習会等の機会を通じて周知する。

- ① 改正法第19条第1項（建設工事の請負契約の内容）
- ② 同 第19条の5（著しく短い工期の禁止）
- ③ 同 第20条第1項（建設工事の見積り等）
- ④ 同 第20条の2（工期等に影響を及ぼす事象に関する情報の提供）
- ⑤ 同 第24条の3第2項（下請代金の支払）
- ⑥ 同 第24条の5（不利益取扱いの禁止）
- ⑦ その他改正事項

(5) 中国地方整備局ホームページに設置している「法令遵守情報サイト」

(<http://www.cgr.mlit.go.jp/chiki/kensei/shidou>) の掲載情報を適切に更新し、より充実した内容とする。また、上記(1)、(2)及び(3)に掲げる講習会等の機会を通じて、「法令遵守情報サイト」の周知に努める。

4. 立入検査の実施

【目的】

元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図るため、法令に抵触する態様等が認められた場合には、速やかに是正させることを目的とする。

【目標】

立入検査は、効率的かつ効果的に実施する。

立入検査対象となる建設業者（以下「対象業者」という。）の選定にあたっては、様々な情報に基づき、選定する。選定した対象業者から、重点対象業者を選定し、他よりも優先して立入検査を実施する。

また、県知事の許可を受けた建設業者に対する立入検査を行う際は、各県と連携を図る。

【取組】

(1) 対象業者の選定は次のとおりとする。

- ① 営業所の実態又は技術者に必要な実務経験等に疑義のある建設業者
- ② 各種相談窓口に通報等が寄せられている建設業者
- ③ 下請取引等実態調査において未回答又は不適正回答の多い建設業者
- ④ 過去に勧告を行った建設業者（フォローアップ検査）
- ⑤ 新たに国土交通大臣の許可を受けた建設業者

(2) 各県と連携し、中国五県全てにおいて、県知事の許可を受けた建設業者に対する合同立入検査を実施する。

また、各県に対し、各県が単独で立入調査を行うための支援として、立入検査に必要な情報やマニュアル等の提供を行う。

(3) 外国人建設就労者受入事業又は特定技能制度（建設分野での受入に限る）について、

適切に指導する。

- (4) 立入検査の実施にあたっては、「建設業法令遵守ガイドライン」等に則り、引き続き幅広く点検を行う。また、建設業を支える優秀な担い手を確保し、育成するため、個々の技能者がその有する技能と経験に応じた適正な評価や処遇を受けられる環境整備や、建設業で働く人たちの福祉の増進と雇用の安定を図る観点から、本年度より、次に掲げる事項について確認を行う。
 - ① 建設キャリアアップシステムへの登録の有無
 - ② 建設業退職金共済制度への加入の有無（加入している場合は証紙の交付状況）
- (5) 社会保険加入対策の一環として、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」の活用状況の確認を行う。また、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」及び「建設業法令遵守ガイドライン」における安全衛生経費の確保に係る取扱いについて周知する。
- (6) 立入検査の実施に併せ、対象業者に対して、法改正事項も含めた周知を行う。また、対象業者が不正行為等を行っているおそれのある建設業者で、立入検査に至る端緒が下請業者からの通報であるときは、当該対象業者に対し、本年 10 月に施行される改正建設業法において、「その通報を理由として当該下請業者との間で取引を停止する等、不利益な取扱いをしてはならないものである。」とされていることについて周知する。
- (7) 立入検査終了後、検査結果を速やかに集計し、「法令遵守情報サイト」に掲載する。

5. 関係機関との連携

- (1) 各県及び関係省庁との間では、建設業法令遵守に関する立入検査の合同実施、講習会及び研修会等の合同開催や、各県に赴く機会等に情報交換を行うことによって、連携強化に努める。
- (2) 建設関係団体等との間では、情報及び意見の交換を行うほか、建設業法令遵守に関する講習会及び研修会等の合同開催や講師を派遣する等の対応に努める。

6. その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策
 - ① 立入検査の実施並びに講習会及び研修会等の開催に際しては、新型コロナウイルス感染拡大防止の状況を注視しつつ、適切な対応を図る。
 - ② 新型コロナウイルス感染症対策として建設工事の一時中止又は延期等の影響により、下請負人に不測の損害を与えることのないよう、適正な下請契約や下請代金の支払いを求めるため、建設業関係団体等に対して発出された「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に伴う下請契約及び下請代金支払の適正化の徹底について」（令和 2 年 3 月 11 日国土建推第 38 号・国土建整第 132 号）の趣旨・内容を、建設業者にあらゆる機会を通じて、十分な周知を行う。
 - ③ 違反通報窓口である駆け込みホットライン等に寄せられた新型コロナウイルス感染症対策に関する相談については、適正な助言及び指導を行うとともに、その内容によっては「建設業取引適正化センター」を案内する。

また、必要に応じ、発注部局及び各県の建設業許可部局との連携の強化や、建設業者に対する指導及び監督の強化等に努める。

建設業に関する各種相談窓口

別紙3

建設業に関する総合的な相談窓口

1

建設業フォローアップ相談ダイヤル

※許可申請等に関するお問い合わせは **4** をご参照下さい

TEL 0570-004976

E-mail:hqt-kensetsugyou110@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00, 13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 労務単価、品確法の運用指針、社会保険加入対策などの建設業に関する様々な相談を総合的に受け付けます。
- 加えて、建設業法令遵守ガイドラインの内容や、取引に関する法令上の規定などを確認したい場合の相談も受け付けます。

建設業フォローアップ相談ダイヤル

検索

建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただけてきたところです。

また、「建設業における社会保険加入対策」についても、相談を受け付けておりますので是非ご利用ください。



**品確法 運用指針、
新労務単価、社会保険加入対策等
建設業に関する様々な相談を受け付けます！**

TEL. 0570-004976

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

国土交通省
土地・建設産業局 建設業課

請負契約に関するトラブルの相談窓口

2

建設業取引適正化センター

センター
東京

TEL 03-3239-5095

FAX 03-3239-5125

E-mail:tokyo@tekitori.or.jp

センター
大阪

TEL 06-6767-3939

FAX 06-6767-5252

E-mail:osaka@tekitori.or.jp

相談料
無料

【受付時間】 9:30～17:00
(土日、祝日、年末年始を除く)



建設業取引適正化センター

検索

- 元請・下請間等の取引で「困ったことが起きたが、どうしたら良いかわからない」という方には、その解決方法をアドバイスし、「どこに相談したら良いかわからない」という方には、相談先である関係行政機関、紛争処理機関等をご紹介します。

建設業の法令違反に関する通報窓口

3 駆け込みホットライン

TEL 0570-018-240

FAX 0570-018-241

E-mail: hqt-k-kakekomi-hl@gxb.mlit.go.jp

※ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

【受付時間】 10:00～12:00, 13:30～17:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

- 主に国土交通大臣許可業者を対象に建設業に係る法令違反行為の通報を受け付けます。
- 法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査などを実施し、違反行為があれば指導監督を行います。

駆け込みホットライン

検索

4 許可申請等に関するお問い合わせ窓口

TEL 082-221-9231

(中国地方整備局/代表)

【受付時間】 9:15～12:00, 13:00～18:00
(土日、祝日、閉庁日を除く)

各県の建設業担当部署（連絡先）は、次のキーワードでご確認いただけます。

建設業 許可行政庁一覧

検索

- 建設業許可、建設業の変更届、経営事項審査、建設業の業種区分、技術者制度、施工体制、法令遵守の考え方等について、相談を受け付けます。

建設業法及び各種ガイドラインの詳細は
国土交通省ホームページでご確認いただけます

建設業法

検索

建設業法令遵守ガイドライン

検索